

猿 払 村 国 民 健 康 保 険

加 入 ・ 脱 退 の 手 続 き は お 済 で す か ？

新たに猿払村国民健康保険へ加入をする、また、社会保険や船員保険、共済保険等に参加したため、国民健康保険を脱退するなど、保険資格に異動があった場合は、必ずお手続きが必要です。

【 注 意 点 】

令和6年12月2日より、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行されましたが、**資格異動の手続きは必要です。**

(例1) 国保の脱退手続きを行っていない

3月1日に社会保険（他の保険）へ加入したが、保健センター窓口で国民健康保険の脱退手続きを行っていなかったため、社会保険加入後も引き続き国保税の徴収が行われます。

(例2) 社会保険から、国民健康保険への加入手続きを行っていない

社会保険資格を喪失し、国保へ加入する予定だったが、半年間国保の加入手続きを忘れてしまっており、半年後に加入手続きを行った場合でも、加入資格が発生した月までさかのぼって保険税を納めることとなります。

保険の資格情報に異動がある場合は？

- 転入や転出
- 住所の変更、世帯主の変更
- 社会保険等の加入、脱退
- 修学、進学等によるマル学適用
- 出生や死亡 など・・・

保健福祉総合センター窓口で手続きが必要です！

【お問い合わせ】 猿払村 保健福祉課福祉医療係

☎ 0 1 6 3 5 - 2 - 2 0 4 0 （猿払村保健福祉総合センター）